

所得税・住民税の申告受付及び納税相談日程表

月日	曜日	午 前			午 後		
		受付時間	地 区	場 所	受付時間	地 区	場 所
2/14	火	9:00~11:30	年金のみの方 給与のみの方	総合センター	1:30~4:00	年金のみの方 給与のみの方	総合センター
2/15	水	9:00~11:30	年金と給与の方	総合センター	1:30~4:00	年金と給与の方	総合センター
2/16	木	9:00~11:30	小浜町・浦 町	役 場	1:30~4:00	西 町・新西町 木下町・上下町	役 場
2/17	金	9:00~11:30	先小路町・松香丘	役 場	1:30~4:00	蛭子町・北目町 柳田町	役 場
2/20	月	9:00~11:30	新 町・丘 町	総合センター	1:30~4:00	宮崎町・黒 島	総合センター
2/21	火	9:00~11:30	笛 吹 在	総合センター	1:30~4:00	大 浦	総合センター
2/22	水	9:00~11:30	浜津前目	総合センター	1:30~4:00	浜津後目	総合センター
2/23	木	9:00~11:30	中 村	総合センター	1:30~4:00	相 津	総合センター
2/24	金	9:00~11:30	牛 渡	総合センター	1:30~4:00	前方後目	総合センター
2/27	月	9:00~11:30	唐見崎・筒井浦	総合センター	1:30~4:00	斑 浦	総合センター
2/28	火	9:00~11:30	斑 在	総合センター	1:30~4:00	木 場	総合センター
3/1	水	9:00~11:30	柳 西	総合センター	1:30~4:00	柳 東	総合センター
3/2(木)~3/15(水) 役場住民課で平日のみ受け付けています。 離島地区の方、肉用牛申告の方は、この期間をご利用ください。							

申告期間中は、受付を円滑に行うために、税務担当職員以外の職員も対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【持参していただくもの】

- ①給与所得の源泉徴収票(本人交付用)
- ②公的年金の源泉徴収票(通知を受けたハガキ)
- ③地震保険料払込証明書(長期損害保険払込証明書)
- ④生命保険料払込証明書
- ⑤社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ⑥普通預貯金通帳及び届出印
- ⑦その他申告に必要なもの(帳簿、売上台帳、出荷台帳、領収書等の収支を明らかに出来る書類)

重要事項

平成26年1月から事業所得(営業・漁業・農業・不動産など)がある全ての方は、記帳・帳簿等の保存制度の対象者となっております。帳簿を見せていただきながら受付を行いますので、整理されていない場合、一旦帰って頂くこともあります。

申告前に早めの準備と整理をお願いいたします。

所得税・住民税の申告にかかる大事な注意事項です！

～ 必ずお読み下さい。 ～

※1 2月14日と2月15日の受付対象者は、「収入が年金のみの方」「収入が給与のみの方」「収入が年金と給与のみの方」です。この二日間は、年金受給者等の待ち時間短縮のために設けておりますので、地区受付日の申告でかまわない方は、地区受付日を選択されてかまいません。

(注) 対象外の方は受付いたしませんのでご注意ください。

※2 左記日程表の期間中に都合がつかない方は、3月15日(水)まで役場住民課で受付しております。ただし、土曜日・日曜日は受付を行っておりませんのでご注意ください。

※3 還付申告をされる方は、本人に交付された源泉徴収票を提出されないと還付が受けられませんのでご注意ください。

「所得税がかかる方」 「所得税の還付申告をする方」

「所得税がかかる方」「所得税の還付申告をする方」は、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)に伴い、**【番号確認書類】****【身元確認書類】**の写しの添付が必要となります。コピーは役場職員がいたしますので、**【番号確認書類】****【身元確認書類】**を必ずご持参ください。

【番号確認書類】

本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票(マイナンバーの記載があるもの)

などのうちいずれか1つ

【身元確認書類】

記載したマイナンバーの持主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 保険証
- パスポート
- 身体障害者手帳

などのうちいずれか1つ

～～総務課からのお知らせ～～

申告受付会場で『**交通災害共済の加入受付(1人500円)**』を行います。加入希望の方はこの機会をご利用ください。

お問い合わせ先：役場住民課税務係

電話 56-3111